

令和 7 年 3 月 5 日

関係団体・関係機関の長 様

長崎県医療政策課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（緊急支援パッケージ）のうち
「分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業」、「地域連携周産期支援事
業（分娩取扱施設・産科施設）」に係る事業計画の提出について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 6 年度厚生労働省補正予算のうち、下記の「分娩取扱施設支援事
業・小児医療施設支援事業」、「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）」、「地域連携周
産期支援事業（産科施設）」について、国への事業計画提出及び県の予算編成の参考とす
るため、令和 7 年 3 月 14 日（金）17 時までに別添様式の経費所要額調のご提出をお願い
いたします。

記

Ⅰ. 分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

(Ⅰ) 事業の内容

ア 分娩取扱施設支援事業

分娩取扱施設のうち、令和 5 年度における分娩取扱件数が、平成 29 年度から令和元
年度の 3 年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所に
対して、分娩取扱に要する経費相当分の給付金を支給する。

イ 小児医療施設支援事業

(ア) 及び (イ) の要件を満たした小児医療施設に支給する。

(ア) 令和 5 年度における専ら 15 歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成 29 年
度から令和元年度の 3 年間における専ら 15 歳未満の小児の入院延べ患者数
の平均を下回ること。

(イ) 令和 5 年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税
及び寄付金その他の収入額（以下「収入額」という。）を控除した額を上限と
する。ただし、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給し
ないこととする。

(2) 事業の支給額

ア 分娩取扱施設支援事業

病院または診療所 1施設×2,500 千円

助産所 1施設×1,000 千円

イ 小児医療施設支援事業

許可病床のうち、小児科部門の病床数×25 万円

(ただし、① イ(イ)における総事業費から収入額を控除した額を上限とする。)

(3) 留意事項

ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については給付の対象外とする。

(ア) 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業

(イ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

(ウ) 本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)及び地域連携周産期支援事業(産科施設)

※ 令和6年度以降に分娩取扱を中止したが、妊婦検診を継続する場合は支給対象となること厚生労働省に確認済。

※ 廃院が決定している場合は、支給対象外となること厚生労働省に確認済。

イ 本事業の対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。

(ア) 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日一部改正))の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院

※ 本県では、長崎大学病院・長崎医療センターが小児中核病院となります。

(イ) 「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知)の別添「救急医療対策事業実施要綱」(令和6年3月29日一部改正)に規定する小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院

※ 「救急医療対策事業実施要綱」の第2 入院を要する(第二次)救急医療体制(病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療拠点病院、ヘリコプター等添乗医師等確保事業)のうち、小児救急医療拠点病院の要件等をご確認ください。

(ウ) 小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの

α 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。

- b 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。
- c 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。

※ 「小児科を専門とする」とは、「専ら小児を診療している病院」。(例「小児科単科の病院」、「病院全体の入院患者のうち大多数が小児である病院」など)

- ウ 都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下の(ア)又は(イ)に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。
 - (ア) 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合。
 - (イ) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

2. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

(1) 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ① 当該年度(令和7年度)において分娩を取り扱うこと。
- ② 前年度末(令和5年度)において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設
- ③ 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- ⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること。

(2) 事業の交付額

交付額は、次の①により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 都道府県が補助する事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 か所当たり	必要な次に掲げる経費
① 分娩取扱期間 年間9月以上 11,400 千円	職員基本給
② 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,600 千円	職員諸手当
③ 分娩取扱期間 年間6月未満 3,800 千円	諸謝金
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	社会保険料

(3) 留意事項

ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については交付の対象外とする。

(ア) 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業

(イ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

(ウ) 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

イ 分娩取扱施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

※ 県の補助が必須（国補助額上限は県補助額）ですが、長崎県での予算措置は未定です。

3. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

(1) 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ① 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ② 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- ③ 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

(2) 整備基準

① 施設

妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等を行うものとする。

② 設備

妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等を整えるものとする。

(3) 交付額の算定方法

① 施設

この補助金の交付額は、次のアにより算出された額とする。

ア 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業（施設）

(ア) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比

較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域連携周産期支援事業（施設）	1施設当たり 16,800 千円	産科医療施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門（診察室、病室等）	2分の1

② 設備

この補助金の交付額は、次のアにより算出された額とする。

ア 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業（設備）

（ア）次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（ア）により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域連携周産期支援事業（設備）	医療機器整備費	1施設当たり 7,279 千円	妊婦検診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費	2分の1

（4）留意事項

ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける施設については交付の対象外とする。

（ア）平成21年4月1日年医政発 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業

（イ）本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

イ 産科施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

※ 1/2 は自己負担となります。（国 1/2 負担の予定ですが全国医療機関の申請状況により、国負担が 1/2 を下回り、自己負担が 1/2 を上回る可能性がございます）。

※ 施設整備については令和6年度内に契約した工事（工事が令和7年度にかかることは可）、設備整備については令和6年度内に購入した物品が対象となること、厚生労相省に確認済。

4. 提出方法

活用を希望する事業の「経費所要額調」を s040308@pref.nagasaki.lg.jp へメールにて提出。

※「経費所要額調」ファイル及び説明資料は、県のホームページからもダウンロードいただけます。

ホーム＞分類で探す＞福祉・保健＞医療＞助成制度のご案内＞「分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業」、「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設・産科施設）」

5. 留意事項

- ・全国の医療機関からの申請状況や県予算の都合により、支給額を調整される場合があります。

6. 提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金）17 時

※ 活用を予定していない場合や支給要件を満たさない場合は、ご提出は不要です。

※ 厚生労働省への提出期限が定められているため、照会期間が短く大変恐縮ですが、提出期限までのご提出にご協力をお願いいたします。

7. 添付資料

- ・厚生労働省医政局地域医療計画課 令和 7 年 2 月 25 日付 事務連絡
- ・医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱
- ・経費所要額調べ 5 種
- ・【説明資料】出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援

【提出先】

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県福祉保健部医療政策課

地域医療班 荒木

TEL：095-895-2462

E-mail：s040308@pref.nagasaki.lg.jp